

福井県治山施設個別施設計画
(農林水産省林野庁所管)

福井県 農林水産部 森づくり課

目 次

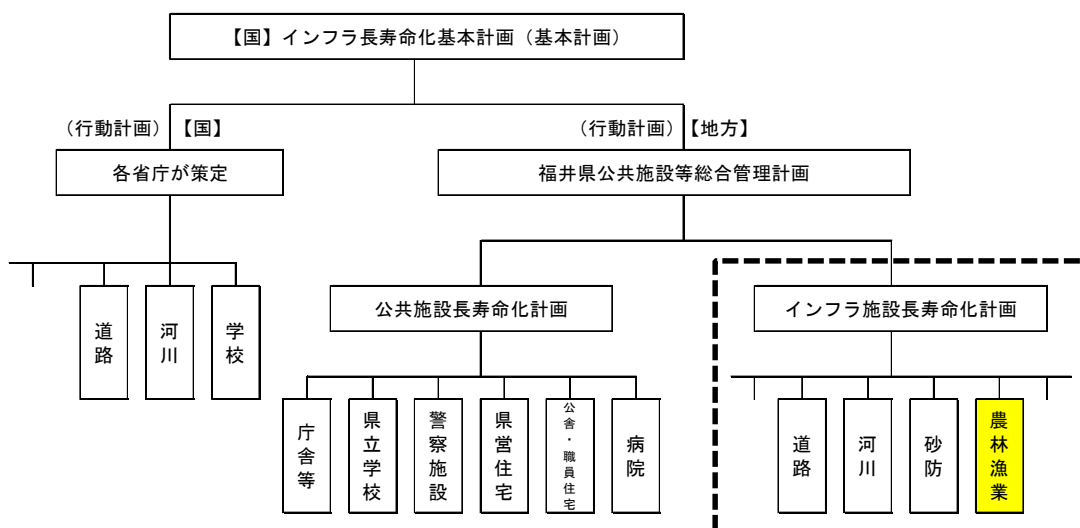
I	計画の位置付け等	1
1	策定の目的	1
2	対象施設	1
3	計画期間	2
II	現状と課題	3
1	現状	3
2	課題	3
III	対策の方針	4
1	基本的な考え方	4
IV	対策の内容	5
1	長寿命化対策の推進	5

I 計画の位置付け等

1 策定の目的

この計画は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定した「福井県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとの具体的な対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）である。

予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。



図－1 計画の位置づけ

2 対象施設

福井県（森づくり課）では農林水産省所管の治山施設を管理している。本計画の対象は、県営で設置した治山施設を対象とする。

表－1 治山施設一覧表

No.	施設の種類
1	溪間工施設
2	山腹工施設
3	なだれ防止施設
4	地すべり防止施設
5	海岸防災施設
6	保安林管理道

※対象施設については、その後の事情変化等により適宜見直す。

3 計画期間

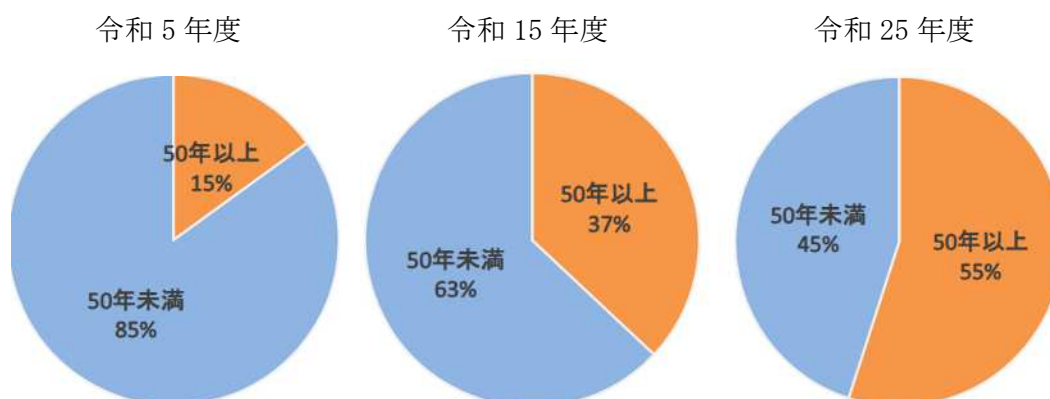
本計画における計画期間は、計画策定年度から5年間とする。

なお、計画期間内にあっても、各対象施設の状態は、経年劣化等によって時々刻々と変化することから、本計画は適宜見直すものとする。

Ⅱ 現状と課題

1 現状

今回対象とする治山施設で、整備後50年を経過する施設の割合は約24%である。20年後には約63%と増加することが見込まれ、今後これらの施設の老朽化に対応する更新・修繕費が増大することが懸念される。



図－2 50年以上経過する地すべり防止施設の割合

2 課題

急速に老朽化が進む一方で維持管理、更新・修繕に充当できる財源には限りがあり、治山施設の機能を安定かつ効率的に確保していくためには、施設の老朽化状況、必要性等を総合的に勘案し、計画的に維持管理をしていくことが必要である。

Ⅲ 対策の方針

1 基本的な考え方

(1) 点検に基づく健全度評価の実施

- 日常的な巡視・パトロールによる日常点検に加え、一定期間毎に実施する定期点検や豪雨や地震等発生後に行う緊急点検を実施し、施設の変状や機能喪失を把握するための健全度評価を4段階（a～d）で行う。

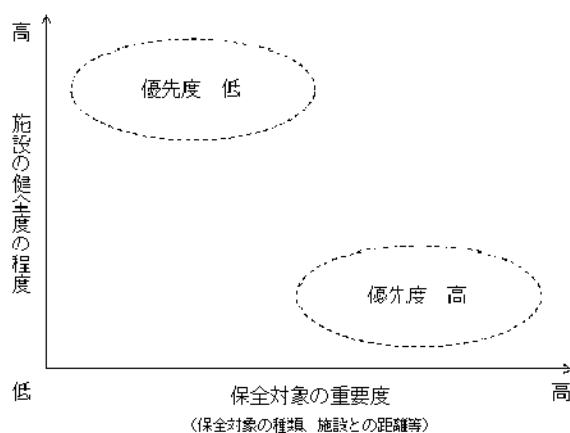
表－2 健全度指標における施設の状態

施設全体の健全度	説明	
	施設や周辺の状態	求められる対応
健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷等	対策の必要性なし
健全度Ⅱ	損傷等が認められるが、施設全体の機能は維持されている。	経過観察が必要
健全度Ⅲ	損傷等が認められ、施設全体の機能の低下が生じる可能性がある。	早期に対策が必要
健全度Ⅳ	著しい損傷等により、施設全体の安定性や強度が低下している。	緊急に対策が必要

出典：「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン（平成28年3月28日策定）」P9

(2) 健全度評価や優先度を踏まえた維持管理の実施

- 予防保全型維持管理の考え方の導入により、点検結果に基づき、効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげるメンテナンスサイクルの構築を図り、将来にわたって求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿強化の充実を図る。
- 施設の健全度評価に加え、保全対象の種類や施設との距離等を総合的に勘案した優先度に基づき、効率的・効果的な対策を図る。



図－3 優先度判定の一例

出典：「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン（平成28年3月28日策定）」P3, 12

IV 対策の内容

1 長寿命化対策の推進

個別施設計画に基づき、効果的かつ効率的なメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化対策の実施を推進する。